重要事項説明書

1　当法人の概要

法人の名称	医療法人社団　成仁会
代表者名	理事長　松井　住仁
所在地・電話番号	横浜市港南区丸山台二丁目二番十号　045-842-1121
実施事業の概要	一般病院（2）診療所（1）訪問看護（1）
事業所数	４施設

2　事業所の概要

事 業 所 名	長田訪問看護ステーション
所 在 地	横浜市港南区丸山台一丁目十六番十三号
介護保険事業所番号	神奈川県　1463190055号
管理者	高村清美
電話・ＦＡＸ	電話:045-841-0608　FAX:045-841-0096
第三者評価実施	なし
営業・サービス提供日	月～金 但し祝祭日と年末年始（12月30日～1月3日を除く）
営業・サービス提供時間	9：00～17：00
通常のサービス実施地域	横浜市港南区・戸塚区・南区・栄区・磯子区

3　事業の目的

地域ケアシステム推進の為在宅医療の充実を図るとともに医療・保健・福祉の連携のとれた在宅ケアシステムを充実していく。

4　運営方針

住み慣れた地域・街で安心して快適な在宅生活が継続できるように支援していく。

5　事業所の職員体制

従業者の職種	人　　員
管理者（看護師兼務）	1　名（常勤　1名）
看護師	4　名（常勤　4名）
理学療法士	6　名（非常勤　6名）
作業療法士	1　名（非常勤　1名）
事務員	1　名（常勤　　1名）

※　理学療法士、作業療法士は医療法人社団成仁会長田病院から出向

6　サービス内容

① 病状・障害の観察　② 清拭・洗髪等による清潔の維持　③ 療養上の世話
④ 褥瘡の予防・処置　⑤ 認知症患者の看護　⑥ 療養生活や介護方法の指導
⑦ カテーテル等の管理 ⑧ リハビリテーション ⑨ その他医師の指示による医療処置

※ 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるものであることから、概ね1ヶ月に1回程度は看護職員の訪問により状態の適切な評価を行う事が義務付けられ、又心身の状態等を評価する観点から初回の訪問は看護職員が行う事を原則とします。

7　利用者負担金【別添料金表参照】

(1) 利用者負担金は、別紙訪問看護料金表のとおりです。
(2) この金額は、次の３種類に分かれます。
　① 医療、介護報酬に係る利用者負担金
　② 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）
　③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）
(3) 上記③「通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用」とは、(2)の①②で定められている内容以外のサービス提供を受けた場合、又は制度上の支給限度額を超えてサービス提供を受けた場合にかかる費用です。（保険外のサービスを受ける場合は、居宅サービス計画を作成する際に、介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。）
(4) 利用者負担金は、サービスを提供した翌月26日（土日祭日の場合は翌営業日）に、利用者様指定口座より口座振替となります。又口座振替の手続きが完了前のご利用料金は口座振替手続きが完了後にまとめて口座振替にてお支払いいただきます。

8　サービスの中止

(1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。
　連絡先（電話）045-841-0608　連絡時間：午前9：00～午後17：00
　利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。

9　緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医に連絡し指示を求めると共に、必要に応じ臨時的処置を行うなどの適切な措置を行い、事前の打ち合わせに基づき家族、居宅介護支援事業者等に連絡します。

１０ 事故発生時・災害時・感染症発生時の対応

利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。又事故及び事故に際してとった処置について記録します。事故が生じた際、自らの責めに帰すべき事由による場合は、損害賠償させていただくと共に速や

かに原因を解明し、本人・家族へ説明を行い再発を防ぎます。

【自然災害および感染症発生時の対応（BCP）】

当事業所では、大規模な自然災害（地震・風水害など）や感染症の蔓延時であっても、安全かつ継続的にサービスを提供できるよう「業務継続計画（BCP）」を策定し、以下の通り対応いたします。

- 状況により、当日のサービス提供時間の変更や、一時的なサービス休止をさせていただく場合があります。
- 利用者の自宅での安否状況や地域への避難状況を随時確認し、関係機関（地域包括支援センター、区役所、ケアマネジャー、他の介護サービス事業所等）と緊密に連携し、必要な対応を行います。

１１　苦情対応

サービス提供に関する苦情や相談は、下表の窓口でお受けします。

又横浜市健康福祉局、お住いの区の福祉保健センター、神奈川県国民健康保険団体連合会にも苦情相談を申し立てる事ができます。苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行います。

介護保険に関する苦情・相談窓口一覧

相談機関	連絡先	受付時間	担当者
長田訪問看護ステーション 港南区丸山台 1-16-13	電話　045-841-0608 FAX　045-841-0096	月～金 9:00～17:00	管理者 高村清美
横浜市はまふくコール 中区本町 6－５０－１０	電話　045-263-8084 FAX　045-550-3615	月～金 9:00～17:00	横浜市苦情相談 コールセンター
港南区福祉保健センター 港南区港南４-２-１０	電話　045-847-8495 FAX　045-845-9809	月～金 9:00～17:00	高齢･障害支援課
神奈川県国民健康保険 団体連合会 西区楠木 27－1	電話　045-329-3447	月～金 8:30～17:15	介護保険課 介護苦情相談係

１２　秘密保持

利用者又は利用者家族の個人情報は適切な管理の元、取り扱いに努めます。又事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

１３　虐待の防止・身体拘束廃止

利用者等の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる必要な措置を

講じます。

（1）虐待防止・身体拘束廃止に関する担当者（管理者：高村清美）を選定しています。

（2）虐待防止・身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的に開催、従業者に周知徹底を図り虐待防止・身体拘束廃止のための指針の整備をしています。

（3）従業者に対して虐待防止・身体拘束廃止の定期的な研修を実施しています。

（4）サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

１４　職員の衛生管理等

看護師・コメディカルに対し清潔の保持及び健康状態について適切な管理を行い、設備及び備品等についても衛生管理の徹底に努めます。又事業所において感染症が発生した際は、手指衛生および標準予防策の徹底を図ると共に、必要に応じて感染対策予防委員会を開催し、その対応策を講じることとします。なお職員は感染症に関する研修及び訓練を定期的に実施し、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

１５　その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

① 看護師等は年金の管理、預金通帳の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますのでご了承下さい。

② 看護師等は介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんのでご了承下さい。

③ 看護師等に対するお礼金や贈り物及び飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

④ 利用者又はその家族等による職員へのハラスメント行為（暴言、暴力、セクシャルハラスメント、過度な要求等の著しい迷惑行為）があった場合、事実関係を確認の上、是正や改善の申し入れを行います。なお、改善が見られない場合や職員の安全が脅かされると判断した場合は、サービスの中断や契約の解除をする場合があります。

⑤ 従業者の自己研鑽や災害等の予測から訪問日や時間の変更をお願いする場合があります。

⑥ 社会情勢の急激な変化、地震、風水害等にて著しく社会秩序に混乱が生じた際には訪問業務が連絡なしに遅れたり、実施できなくなったりすることが予想されます。体制が整い次第、業務を再開致しますが業務の履行の遅延や不能による損害賠償責任については負わないものとさせていただきます。

⑦ 当事業所は感染予防の観点からご利用者様の体調によっては防護服、ゴーグル等を着用して業務にあたらせていただく場合があります。又、ケア終了後の手洗いや使用した防護服等の処分についてはご協力をお願い致します。

⑧　事業所は看護職員等の資質向上を図る為研修の機会を次の通り設けています。

（1）採用時研修　採用後3か月　（2）継続研修　年1回以上

長田訪問看護ステーション　介護予防訪問看護料金表

令和8年6月1日

1　介護予防訪問看護の介護報酬に係る費用（2級地　11.12円）

		単位数	利用者負担額（１割）	利用者負担額（２割）	利用者負担額（３割）
介護予防訪問看護費 1回につき	所要時間20分未満の場合	303	337円	674円	1011円
	所要時間30分未満の場合	451	502円	1003円	1505円
	所要時間30分以上１時間未満の場合	794	883円	1766円	2649円
	所要時間１時間以上時間30分未満の場合	1,090	1212円	2424円	3636円
	理学療法士等による訪問（20分）	284	316円	632円	948円
	１日に２回を超えて訪問看護を行った場合	142	158円	316円	474円
加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	総単位の1.8%			
	複数名訪問加算（Ⅰ）複数看護師等				
	所要時間30分未満の場合	254	283円	565円	848円
	所要時間30分以上の場合	402	447円	894円	1,341円
	長時間訪問看護加算	300	334円	668円	1,001円
	緊急時訪問看護加算	600	668円	1335円	2002円
	特別管理加算（Ⅰ）	500	556円	1,112円	1,668円
	特別管理加算（Ⅱ）	250	278円	556円	834円
	初回加算　（Ⅰ）	350	390円	779円	1168円
	初回加算　（Ⅱ）	300	334円	668円	1,001円
	口腔連携強化加算	50	56円	112円	167円
	訪問看護サービス提供体制強化加算Ⅰ	6	7円	14円	20円
	退院時共同指導加算	600	668円	1,335円	2,002円

＊利用者負担額（１割、２割又は３割）の算出方法

①②③の計算による１ヶ月のサービス合計単位数×11.12円＝〇〇円（１円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（１円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

2　その他の費用

項目		金額	説明
死後の処置代		20,000円	
平日（8時～18時）	30分につき	5,000円	・90分を超えた看取り等の長時間の看護 ・受診の付き添い ・居宅外の訪問 ・付き添い（墓参り、冠婚葬祭ど） ・保険証非提示による訪問看護
早朝（6時～8時）		6,250円	
夜間（18時～22時）	30分につき		
深夜(22時～6時)		7,500円	
休業日（土日祭日、12/30～1/3）	30分につき		
交通費		実費	当事業所の通常の事業の実施地域（港南区、戸塚区、磯子区、南区、栄区）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、看護職員等が訪問するための交通費（実費）がかかります。尚、自動車を使用した場合の交通費は徴収しません。

※その他の費用を徴収する場合、利用者様から予め同意をいただきます。

3　通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

長田訪問看護ステーション　訪問看護料金表

令和8年6月1日

1　訪問看護の介護報酬に係る費用（2級地　11.12円）

		単位数	利用者負担額（１割）	利用者負担額（２割）	利用者負担額（３割）
1訪問につき看護費	所要時間20分未満の場合	314	350円	699円	1048円
	所要時間30分未満の場合	471	524円	1048円	1572円
	所要時間30分以上１時間未満の場合	823	916円	1831円	2746円
	所要時間１時間以上時間30分未満の場合	1,128	1255円	2509円	3763円
	理学療法士等による訪問（20分）	294	327円	654円	981円
	１日に２回を超えて訪問看護を行った場合（90%）	265	295円	590円	884円
加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	総単位の1.8%			
	複数名訪問加算（Ⅰ）複数看護師等				
	所要時間30分未満の場合	254	283円	565円	848円
	所要時間30分以上の場合	402	447円	894円	1,341円
	長時間訪問看護加算	300	334円	668円	1,001円
	緊急時訪問看護加算	600	668円	1335円	2002円
	特別管理加算（Ⅰ）	500	556円	1,112円	1,668円
	特別管理加算（Ⅱ）	250	278円	556円	834円
	初回加算　（Ⅰ）	350	390円	779円	1168円
	初回加算　（Ⅱ）	300	334円	668円	1,001円
	ターミナルケア加算	2,500	2780円	5560円	8340円
	口腔連携強化加算	50	56円	112円	167円
	訪問看護サービス提供体制強化加算Ⅰ	6	7円	14円	20円
	退院時共同指導加算	600	668円	1,335円	2,002円

＊利用者負担額（１割、２割又は３割）の算出方法

①②③の計算による１ヶ月のサービス合計単位数×11.12円＝〇〇円（１円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（１円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

2　その他の費用

項目	金額	説明
死後の処置代	20,000円	
平日　（8時～18時）　30分につき	5,000円	・90分を超えた看取り等の長時間の看護 ・受診の付き添い ・居宅外の訪問 ・付き添い（墓参り、冠婚葬祭など） ・保険証非提示による訪問看護
早朝　（6時～8時） 夜間　（18時～22時）　30分につき	6,250円	
深夜　（22時～6時） 休業日（土日祭日、12/30～1/3　30分につき	7,500円	
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（港南区、戸塚区、磯子区、南区、栄区）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、看護職員等が訪問するための交通費（実費）がかかります。尚、自動車を使用した場合の交通費は徴収しません。

※その他の費用を徴収する場合、利用者様から予め同意をいただきます。

3　通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

長田訪問看護ステーション　医療保険訪問看護料金表

令和8年6月1日

1　医療訪問看護の診療報酬に係る費用

医療保険に基づくサービス		利用者負担額（１割）	利用者負担額（２割）	利用者負担額（３割）
訪問看護医療DX情報活用加算		10円	10円	20円
訪問看護物価対応料1	月の初回	10円	10円	20円
訪問看護物価対応料1	月の２回目以降	0円	0円	10円
ベースアップ評価料Ⅰ（新設）	１月につき	180円	370円	550円
月の初日訪問（1回）（変更）	基本利用料+管理療養費	1330円	2650円	3980円
2日目以降1回につき	（週3日まで）	860円	1710円	2570円
	（週4日以降）	960円	1910円	2870円
24時間対応体制加算		680円	1360円	2040円
特別管理加算		500円	1000円	1500円
特別管理加算		250円	500円	750円
緊急時訪問看護加算		270円	530円	800円
夜間・早朝加算	18時～22時、6時～8時	210円	420円	630円
深夜加算	22時～6時	420円	840円	1260円
休業日の訪問（30分毎）※保険外	土日祭日・年末年始	2500円	2500円	2500円
交通費　　（変更）　　※保険外	1回につき	480円	480円	480円
難病等複数回訪問看護加算	1日2回訪問	450円	900円	1350円
	1日3回以上訪問	800円	1600円	2400円
90分超えた場合	長時間訪問看護加算	520円	1040円	1560円
複数名による訪問（看護師）	複数名訪問看護加算	450円	900円	1350円
複数名による訪問（看護補助者）		310円	620円	930円
退院時の加算	退院時共同指導加算	800円	1600円	2400円
	特別管理指導加算	200円	400円	600円
退院日の訪問	退院支援指導加算	600円	1200円	1800円
在宅患者連携指導加算		300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		200円	400円	600円
訪問看護ターミナルケア療養費		2500円	5000円	7500円

2　その他の費用

項目	金額	説明
死後の処置代	20,000円	
平日（8時～18時）　30分につき	5,000円	・90分を超えた看取り等の長時間の看護 ・受診の付き添い ・居宅外の訪問 ・付き添い（墓参り、冠婚葬祭ど） ・保険証非提示による訪問看護
早朝（6時～8時）　30分につき	6,250円	
夜間（18時～22時）　30分につき		
深夜(22時～6時）　30分につき	7,500円	
休業日（土日祭日、12/30～1/3）30分につき		
長時間（90分以上）　30分につき	4,500円	
証明書発行手数料（税抜）	1,000円	

※その他の費用を徴収する場合、利用者様から予め同意をいただきます。